

2 . 分割出願・変更出願・補正却下に基づく新出願

2 . 1 分割出願

分割出願の願書の作成方法です。 < 商標法施行規則様式第 4 >

(オンライン手続の場合の願書作成例)

【書類名】 商標登録願
【整理番号】 T 2 0 0 0 - B 1
【特記事項】 商標法第 1 0 条第 1 項の規定による商標登録出願
【提出日】 平成 1 2 年 1 0 月 1 2 日
【あて先】 特許庁長官殿
【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】
【第 1 類】
【指定商品（指定役務）】 植物ホルモン剤
【原出願の表示】
【出願番号】 商願 2 0 0 0 - 2 0 0 0 0 1
【出願日】 平成 1 2 年 1 月 2 0 日
【商標登録出願人】
【識別番号】 0 0 0 0 0 0 0 0 4
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関 4 - 4 - 4
【氏名又は名称】 商標サービス株式会社
【代理人】
【識別番号】 9 0 0 0 0 0 0 2 4
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関 4 - 4 - 3
【氏名又は名称】 商標太郎
【電話番号】 0 3 - 3 5 8 0 - 8 0 1 2
【手数料の表示】
【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6
【納付金額】 2 1 0 0 0
【提出物件の目録】
【物件名】

説明 1 記録項目の概要

分割出願の願書記録項目は、【特記事項】及び【原出願の表示】の欄を設けること以外は、『 1 . 1 商標登録出願 』の「説明 1 記録項目の概要」と同様です。

記 録 項 目	概 要
【特記事項】	・【整理番号】の欄（整理番号を記録しないときは【書類名】の欄）の次に【特記事項】の欄を設けて、「商標法第10条第1項の規定による商標登録出願」と記録してください。 - なお、防護標章登録出願の分割の場合は、「説明2 記録項目及び記録内容の注意点」を参照してください。
【原出願の表示】 【出願番号】 【出願日】	・【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】の欄の次に【原出願の表示】の欄を設け、【出願番号】には「商願○○○○-○○○○○○○○」、【出願日】には「平成○○年○○月○○日」のように、もとの出願の出願番号及び出願日を記録してください。 - ただし、もとの出願の出願番号が通知されていないときは、【出願日】の欄の次に【整理番号】の欄を設けて、もとの出願の願書に記録した整理番号を記録してください。 - この場合、【出願番号】の欄は記録する必要はありません。

説明2 記録項目及び記録内容の注意点

分割出願の願書作成上の注意点は、次のとおりです。その他は『1.1 商標登録出願』の「説明2 記録項目及び記録内容の注意点」と同様です。

項目又は内容	注 意 点
団体商標登録出願の分割の場合	・【書類名】の欄は、「団体商標登録願」と記録します。 【特記事項】及び【原出願の表示】の欄は、上記「説明1 記録項目の概要」と同様です。
地域団体商標登録出願の分割の場合	・【書類名】の欄は、「地域団体商標登録願」と記録します。 【特記事項】及び【原出願の表示】の欄は、上記「説明1 記録項目の概要」と同様です。
防護標章登録出願の分割の場合	・【書類名】の欄は、「防護標章登録願」と記録します。 ・【特記事項】の欄は、「商標法第68条第1項において準用する同法第10条第1項の規定による防護標章登録出願」と記録します。 ・【商標登録を受けようとする商標】の欄に代えて【防護標章登録を受けようとする標章】と記録します。 ・【原出願の表示】の欄は、上記「説明1 記録項目の概要」と同様です。 ・【原出願の表示】の欄の次に【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】の欄を設けて、防護標章登録を受けようとする商標登録の登録番号を「商標登録第○○○○○○○○号」のように記録します。 ・【商標登録出願人】の欄に代えて【防護標章登録出願人】と記録します。
代理権の証明について	・分割出願の代理人ともとの出願の代理人が相違する場合は、代理権の証明が必要となります。 ・代理権を証明する書面の提出については、『2.2 変更出願』の「説明1 記録項目の概要」の「【提出物件の目録】」の概要を参照してください。

2 . 2 変更出願

変更出願の場合の願書作成方法です。 < 商標法施行規則様式第 5、第 6 >

(オンライン手続の場合の願書作成例)

【書類名】	商標登録願
【整理番号】	T 2 0 0 0 - C 1
【特記事項】	商標法第 1 1 条第 1 項の規定による商標登録出願
【提出日】	平成 1 2 年 1 0 月 1 2 日
【あて先】	特許庁長官殿
【商標登録を受けようとする商標】	



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	
【第 1 類】	
【指定商品（指定役務）】	化学品，植物ホルモン剤
【原出願の表示】	
【出願番号】	商願 2 0 0 0 - 2 0 0 0 0 1
【出願日】	平成 1 2 年 1 月 2 0 日
【商標登録出願人】	
【識別番号】	0 0 0 0 0 0 0 0 4
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関 4 - 4 - 4
【氏名又は名称】	商標サービス株式会社
【代理人】	
【識別番号】	9 0 0 0 0 0 0 2 4
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関 4 - 4 - 3
【氏名又は名称】	商標太郎
【電話番号】	0 3 - 3 5 8 0 - 8 0 1 2
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	2 1 0 0 0
【提出物件の目録】	
【物件名】	

説明 1 記録項目の概要

変更出願の願書記録項目は、【特記事項】及び【原出願の表示】の欄を設けること以外は、『1.1 商標登録出願』の「説明 1 記録項目の概要」と基本的に同様です。

記 録 項 目	概 要
【特記事項】	・【整理番号】の欄（整理番号を記録しないときは【書類名】の欄）の次に【特記事項】の欄を設けて、「商標法第11条第1項の規定による商標登録出願」と記録してください。 - なお、通常の商標登録出願から団体商標登録出願への変更等の場合の【特記事項】の欄の記録は、「説明 2 記録項目及び記録内容の注意点」を参照してください。
【商標登録を受けようとする商標】 （省略する場合）	・商標登録を受けようとする商標の記録を省略するときは、【商標登録を受けようとする商標】の欄の次に【援用の表示】の欄を設け、「変更を要しないため省略する」のように記録してください。
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】 （原出願と同一の場合）	・指定商品又は指定役務が原出願と同一であるときは、【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】の欄の次に【援用の表示】の欄を設け、「原出願と同じ」のように記録してください。この場合【第○類】及び【指定商品（指定役務）】の欄は記録する必要はありません。
【原出願の表示】 【出願番号】 【出願日】	・【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】の欄の次に【原出願の表示】の欄を設け、【出願番号】には「商願○○○○-○○○○○○○○」、【出願日】には「平成○○年○○月○○日」のように、もとの出願の出願番号及び出願日を記録してください。 - ただし、もとの出願の出願番号が通知されていないときは、【出願日】の欄の次に【整理番号】の欄を設けて、もとの出願の願書に記録した整理番号を記録してください。 - この場合【出願番号】の欄は記録する必要はありません。
【提出物件の目録】 【物件名】	・変更出願に際しては代理権の証明が必要です ・包括委任状を援用するときは、【提出物件の目録】の欄に【包括委任状番号】の欄を設けて、包括委任状の番号を記録します。 - なお、2以上の包括委任状を援用するときは、【提出物件の目録】の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録してください。 【提出物件の目録】 【包括委任状番号】 ○○○○○○○○ 【包括委任状番号】 ○○○○○○○○ ・他の出願について提出した委任状を援用するときは、次のように記録してください。 【提出物件の目録】 【物件名】 委任状 1 【援用の表示】商願○○○○-○○○○○○○ ・委任状そのものを提出するときはオンライン手続では提出できませんので、【提出物件の目録】の欄は記録しないでください。委任状は、出願の日から3日以内に「手続補足書」（『6.3 証明書等の物件の提出に係る手続補足書』を参照）に添付して提出しなければなりません。

説明 2 記録項目及び記録内容の注意点

変更出願の願書作成上の注意点は、次のとおりです。その他は『1.1 商標登録出願』の「説明 2 記録項目及び記録内容の注意点」と同様です。

項目又は内容	注 意 点
団体商標登録出願 ↓ 「通常商標登録出願」又は 「地域団体商標登録出願」 への変更	・【書類名】の欄は、通常商標登録出願への変更のときは「商標登録願」と、地域団体商標登録出願への変更のときは「地域団体商標登録願」と記録します。 ・【特記事項】の欄は、「商標法第 11 条第 1 項の規定による商標登録出願」と記録します。 ・その他の各欄は、上記「説明 1 記録項目の概要」の該当項目と同様です。
地域団体商標登録出願 ↓ 「通常商標登録出願」又は 「団体商標登録出願」への変更	・【書類名】の欄は、通常商標登録出願への変更のときは「商標登録願」と、団体商標登録出願への変更のときは「団体商標登録願」と記録します。 ・【特記事項】の欄は、「商標法第 11 条第 2 項の規定による商標登録出願」と記録します。 ・その他の各欄は、上記「説明 1 記録項目の概要」の該当項目と同様です。
通常の商標登録出願 ↓ 「団体商標登録出願」又は 「地域団体商標登録出願」 への変更	・【書類名】の欄は、団体商標登録出願への変更のときは「団体商標登録願」と、地域団体商標登録出願への変更のときは「地域団体商標登録願」と記録します。 ・【特記事項】の欄は、「商標法第 11 条第 3 項の規定による商標登録出願」と記録します。 ・その他の各欄は、上記「説明 1 記録項目の概要」の該当項目と同様です。
防護標章登録出願 ↓ 「通常の商標登録出願」、 「団体商標登録出願」又は 「地域団体商標登録出願」 への変更	・【書類名】の欄は、通常の商標登録出願への変更のときは「商標登録願」と、団体商標登録出願への変更のときは「団体商標登録願」と、地域団体商標登録出願への変更のときは「地域団体商標登録願」と記録します。 ・【特記事項】の欄は、「商標法第 12 条第 1 項の規定による商標登録出願」と記録します。 ・その他の各欄は、上記「説明 1 記録項目の概要」の該当項目と同様です。
通常の商標登録出願、団体 商標登録出願又は地域団体 商標登録出願 ↓ 「防護標章登録出願」への変更	・【書類名】の欄は、「防護標章登録願」と記録します。 ・【特記事項】の欄は、「商標法第 65 条第 1 項の規定による防護標章登録出願」と記録します。 ・【商標登録を受けようとする商標】、【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】及び【原出願の表示】の各欄は、上記「説明 1 記録項目の概要」の該当項目と同様です。ただし、【商標登録を受けようとする商標】の欄に代えて【防護標章登録を受けようとする標章】と記録します。 ・【原出願の表示】の欄の次に【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】の欄を設けて、防護標章登録を受けようとする商標登録の登録番号を「商標登録第○○○○○○号」のように記録します。 ・【商標登録出願人】の欄に代えて【防護標章登録出願人】と記録します。

2.3 補正却下に基づく新出願

補正却下に基づく新出願の場合の願書作成方法です。 < 商標法施行規則第9 >

(オンライン手続の場合の願書作成例)

【書類名】 商標登録願
【整理番号】 T 2 0 0 0 - D 1
【特記事項】 商標法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する商標登録出願
【提出日】 平成12年10月12日
【あて先】 特許庁長官殿
【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】
【第1類】
【指定商品（指定役務）】 化学品，植物ホルモン剤
【原出願の表示】
【出願番号】 商願2000-200001
【手続補正書提出日】 平成12年1月20日
【商標登録出願人】
【識別番号】 000000004
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関4-4-4
【氏名又は名称】 商標サービス株式会社
【代理人】
【識別番号】 900000024
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関4-4-3
【氏名又は名称】 商標太郎
【電話番号】 03-3580-8012
【手数料の表示】
【予納台帳番号】 123456
【納付金額】 21000
【提出物件の目録】
【物件名】

説明 1 記録項目の概要

補正却下に基づく新出願の願書記録項目は、【特記事項】及び【原出願の表示】の欄を設けること以外は、『1.1 商標登録出願』の「説明 1 記録項目の概要」と同様です。

記 録 項 目	概 要
【特記事項】	・【整理番号】の欄（整理番号を記録しないときは【書類名】の欄）の次に【特記事項】の欄を設けて、「商標法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する商標登録出願」と記録してください。 - なお、防護標章登録出願の補正却下に基づく新出願の場合等の【特記事項】は、「説明 2 記録項目及び記録内容の注意点」を参照してください。
【原出願の表示】 【出願番号】 【手続補正書提出日】	・【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】の欄の次に【原出願の表示】の欄を設け、【出願番号】には「商願○○○○-○○○○○○○○」、【手続補正書提出日】には「平成○○年○○月○○日」のように、もとの出願の出願番号及び却下された補正についての手続補正書の提出日を記録してください。
【商標登録を受けようとする商標】 （省略する場合）	・商標登録を受けようとする商標の記録を省略するときは、【商標登録を受けようとする商標】の欄の次に【援用の表示】の欄を設け、「変更を要しないため省略する」のように記録してください。
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】 （原出願と同一の場合）	・指定商品又は指定役務が原出願と同一のとき、【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】の欄の次に【援用の表示】の欄を設け、「原出願と同じ」のように記録してください。却下された補正による補正後のものと同一のときは、「平成○○年○○月○○日にした補正による補正後と同じ」のように記録してください。この場合【第○類】及び【指定商品（指定役務）】の欄は記録する必要はありません。

説明 2 記録項目及び記録内容の注意点

補正却下に基づく新出願の願書作成上の注意点は、次のとおりです。その他は『1.1 商標登録出願』の「説明 2 記録項目及び記録内容の注意点」と同様です。

項目又は内容	注 意 点
審判に係属中の補正却下に基づく新出願の場合 （団体商標登録出願又は地域団体商標登録出願）	・【書類名】の欄は、団体商標登録出願の場合「団体商標登録願」と、地域団体商標登録出願の場合「地域団体商標登録願」と記録します。 ・【特記事項】の欄は、「商標法第55条の2第3項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する商標登録出願」と記録します。 ・【商標登録を受けようとする商標】、【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】及び【原出願の表示】の各欄は、上記「説明 1 記録項目の概要」の該当項目と同様です。
再審に係属中の補正却下に基づく新出願の場合 （団体商標登録出願又は地域団体商標登録出願）	・【書類名】の欄は、団体商標登録出願の場合「団体商標登録願」と、地域団体商標登録出願の場合「地域団体商標登録願」と記録します。 ・【特記事項】の欄は、「商標法第60条の2第2項において準用する同法第55条の2第3項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する商標登録出願」と記録します。 ・【商標登録を受けようとする商標】、【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】及び【原出願の表示】の各欄は、上記「説明 1 記録項目の概要」の該当項目と同様です。
出願に係属中の補正却下に基づく新出願の場合 （防護標章登録出願）	・【書類名】の欄は、「防護標章登録願」と記録します。 ・【特記事項】の欄は、「商標法第68条第2項において準用する同法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護標章登録出願」と記録します。 ・【商標登録を受けようとする商標】、【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】及び【原出願の表示】の各欄は、上記「説明 1 記録項目の概要」の該当項目と同様です。ただし、【商標登録を受けようとする商標】の欄に代えて【防護標章登録を受けようとする標章】と記録します。 ・【原出願の表示】の欄の次に【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】の欄を設けて、防護標章登録を受けようとする商標登録の登録番号を「商標登録第○○○○○○○号」のように記録します。 ・【商標登録出願人】の欄名は【防護標章登録出願人】と記録します。
審判に係属中の補正却下に基づく新出願の場合 （防護標章登録出願）	・【書類名】の欄は、「防護標章登録願」と記録します。 ・【特記事項】の欄は、「商標法第68条第4項において準用する同法第55条の2第3項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護標章登録出願」と記録します。 ・【商標登録を受けようとする商標】、【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】及び【原出願の表示】の各欄は、上記「説明 1 記録項目の概要」の該当項目と同様です。ただし、【商標登録を受けようとする商標】の欄に代えて【防護標章登録を受けようとする標章】と記録します。

項目又は内容	注 意 点
(続き) 審判に係属中の補正却下に基づく新出願の場合 (防護標章登録出願)	・【原出願の表示】の欄の次に【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】の欄を設けて、防護標章登録を受けようとする商標登録の登録番号を「商標登録第○○○○○○号」のように記録します。 ・【商標登録出願人】の欄名は、【防護標章登録出願人】と記録します。
再審に係属中の補正却下に基づく新出願の場合 (防護標章登録出願)	・【書類名】の欄は、「防護標章登録願」と記録します。 ・【特記事項】の欄は、「商標法第68条第5項において準用する同法第60条の2第2項において準用する同法第55条の2第3項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護標章登録出願」と記録します。 ・【商標登録を受けようとする商標】、【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】及び【原出願の表示】の各欄は、上記「説明1 記録項目の概要」の該当項目と同様です。ただし、【商標登録を受けようとする商標】の欄に代えて【防護標章登録を受けようとする標章】と記録します。 ・【原出願の表示】の欄の次に【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】の欄を設けて、防護標章登録を受けようとする商標登録の登録番号を「商標登録第○○○○○○号」のように記録します。 ・【商標登録出願人】の欄名は、【防護標章登録出願人】と記録します。
「団体商標登録出願」又は 「地域団体商標登録出願」 の補正却下に基づく新出願 の場合	・【書類名】の欄は団体商標登録出願の場合「団体商標登録願」と、地域団体商標登録出願の場合「地域団体商標登録願」と記録します。 ・【特記事項】、【商標登録を受けようとする商標】、【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】及び【原出願の表示】の各欄は、上記「説明1 記録項目の概要」の該当項目と同様です。
代理権の証明について	・補正却下に基づく新出願の代理人と原出願の代理人が相違する場合は、代理権の証明が必要となります。 ・代理権を証明する書面の提出については、『2.2 変更出願』の「説明1 記録項目の概要」の「【提出物件の目録】」の概要を参照してください。

2 . 4 書面で出願する場合の注意事項

説明 1 記載項目の概要

分割出願、変更出願及び補正却下に基づく新出願を書面の提出により行う場合の願書に記載すべき主な項目の概要は、『1 . 7 書面で出願する場合の注意事項』の「説明 1 記載項目の概要」、及び『2 . 1 分割出願』、『2 . 2 変更出願』、『2 . 3 補正却下に基づく新出願』のそれぞれの「説明 1 記録項目の概要」と同様です。

説明 2 記載項目及び記載内容の注意点

願書作成上の注意点は、『1 . 7 書面で出願する場合の注意事項』の「説明 2 記載項目の概要」、及び『2 . 1 分割出願』、『2 . 2 変更出願』、『2 . 3 補正却下に基づく新出願』のそれぞれの「説明 2 記録項目及び記録内容の注意点」と同様です。

2.5 出願の種類を特定する「特記事項」一覧

願書の【特記事項】の欄に記録（記載）することができる出願の種類を特定する文言の一覧は次のとおりです。

項	特記事項の文言	出願の種類
1	商標法第10条第1項の規定による商標登録出願	分割出願（通常、団体、地域）
2	商標法第68条第1項において準用する同法第10条第1項の規定による防護標章登録出願	分割出願（防護）
3	商標法第11条第1項の規定による商標登録出願	変更出願（団体→通常、地域）
4	商標法第11条第2項の規定による商標登録出願	変更出願（地域→通常、団体）
5	商標法第11条第3項の規定による商標登録出願	変更出願（通常→団体、地域）
6	商標法第12条第1項の規定による商標登録出願	変更出願（防護→通常、団体、地域）
7	商標法第65条第1項の規定による防護標章登録出願	変更出願（通常、団体、地域→防護）
8	商標法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する商標登録出願	補正却下に基づく新出願 （通常、団体、地域）
9	商標法第68条第2項において準用する同法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護標章登録出願	補正却下に基づく新出願 （防護）
10	商標法第9条第1項の規定の適用を受けようとする商標登録出願	出願時の特例 （博覧会等への出品）
11	商標法第55条の2第3項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する商標登録出願	補正却下に基づく新出願 （審判（通常、団体、地域））
12	商標法第68条第4項において準用する同法第55条の2第3項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護標章登録出願	補正却下に基づく新出願 （審判（防護））
13	商標法第60条の2第2項において準用する同法第55条の2第3項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する商標登録出願	補正却下に基づく新出願 （再審（通常、団体、地域））
14	商標法第68条第5項において準用する同法第60条の2第2項において準用する同法第55条の2第3項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護標章登録出願	補正却下に基づく新出願 （再審（防護））